

決算関係書類の提出に関する説明

決算関係書類の提出（中協法 第 105 条の 2 第 1 項(及び第 2 項)）

組合は、通常総(代)会の終了した日から 2 週間以内に、施行規則による様式の提出書に次の書類を添付して、認可行政庁に提出しなければなりません。

【 添付書類 】

- ① 事業報告書
- ② 財産目録
- ③ 貸借対照表
- ④ 損益計算書
- ⑤ 剰余金の処分又は損失の処理を記載した書面
- ⑥ 前各号の書類を承認した通常総(代)会の議事録



(注) ⑤の剰余金の処分について、法又は定款で定められた準備金・積立金・法定繰越金の有無は、次のとおりです。

種類 \ 規定	法定利益準備金	特別積立金	法定繰越金
協同組合	○	○	○
企業組合	○	○	×
協業組合	○	○	×
商工組合	○	○	×
非出資商工組合	×	×	×